

生物多様性国家戦略 2012-2020 における国別目標の評価

生物多様性国家戦略 2012-2020 で設定した、国別目標の達成状況を把握するための指標の評価については、「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」として、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により平成 26（2014）年 3 月 14 日付けで公表されているが、同戦略の主要行動目標 E-2-4 に基づく、愛知目標達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価のため、平成 27（2015）年 6 月現在の数値に基づき、指標全体の評価を行った。その結果を、代表的な指標の動向等から、次のとおりとりまとめた。

（1）国別目標 A-1

遅くとも 2020 年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。

国及び地方自治体の取組については、生物多様性地域戦略策定数、生物多様性自治体ネットワークの参加自治体数、森林環境税等の導入自治体数が増加している。

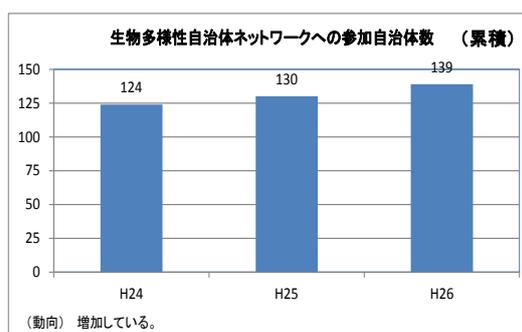
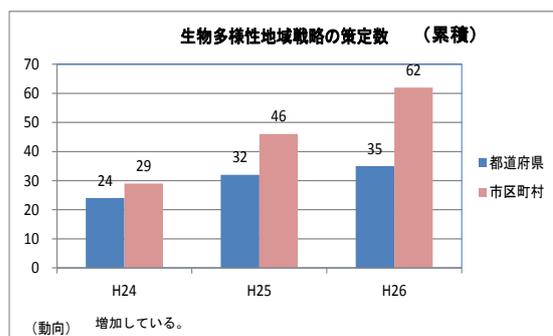
民間の取組については、生物多様性民間パートナーシップの参加団体数、SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)、FSC (Forest Stewardship Council)、MEL (Marine Eco-Label) ジャパン等の認証取得数などの各指標が増加している。

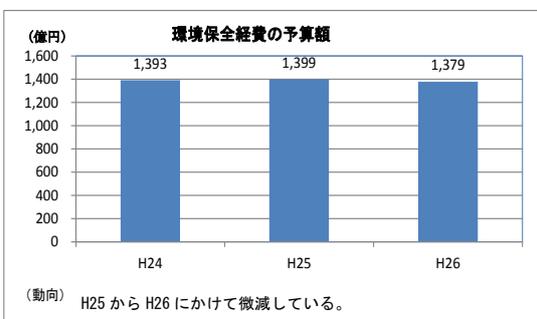
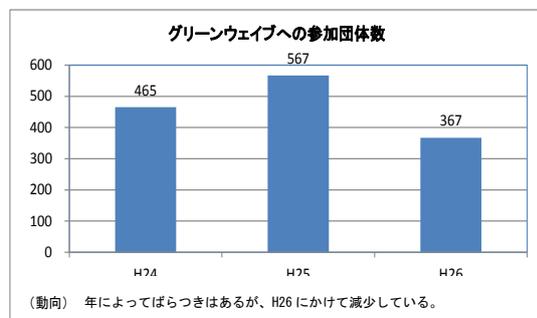
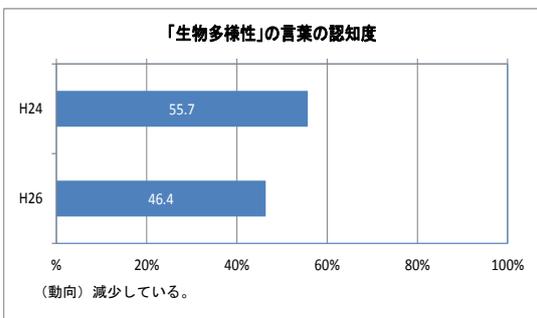
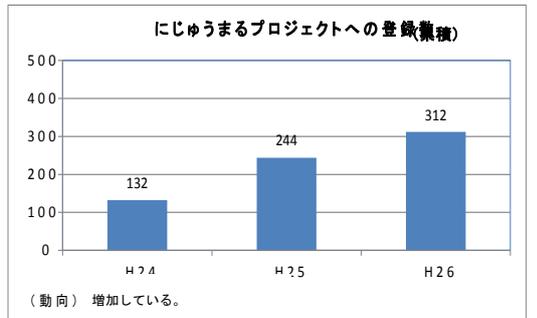
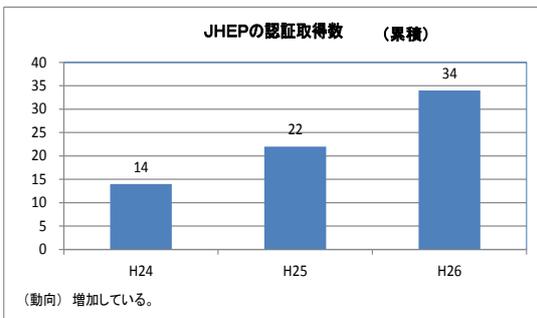
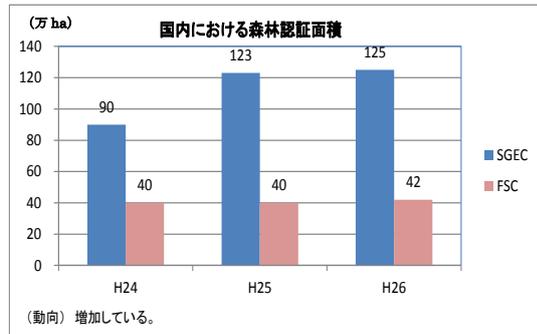
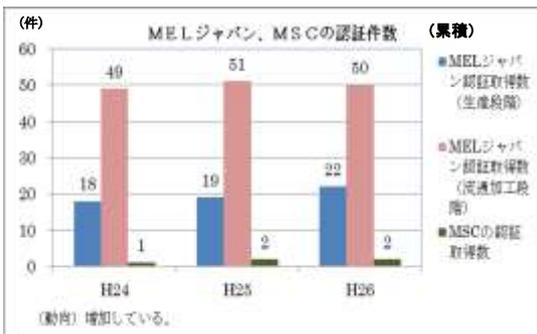
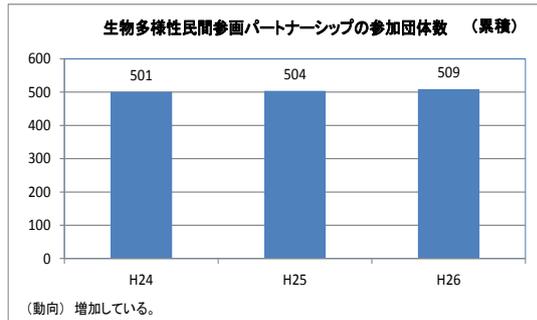
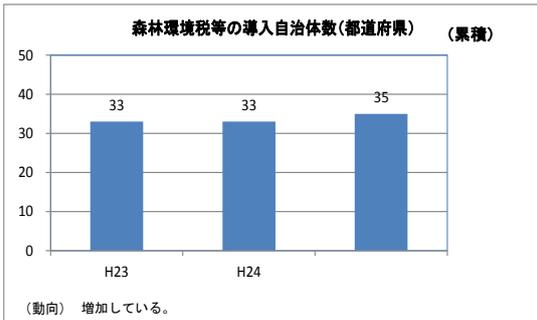
このような結果、にじゅうまるプロジェクトへの登録数が着実に増加している。

一方で、国民の「生物多様性」の言葉の認知度は、平成 24（2012）年から平成 26（2014）年にかけて 55.7%から 46.4%へ低下している。また、グリーンウェイブへの参加団体数も減少し、国の環境保全経費の予算額については平成 25（2013）年から平成 26（2014）年にかけて微減した。

指標の動向から、生物多様性の保全と持続可能な利用のための自発的な様々な取組は進んでいるものの、国民全体の「生物多様性」の言葉の認知度向上は進んでおらず、一人一人の行動を生物多様性の保全と持続的な利用の達成につなげていくためには、さらなる追加的な取組が必要であると評価できる。

<主な関連指標>





(1) 国別目標B-1

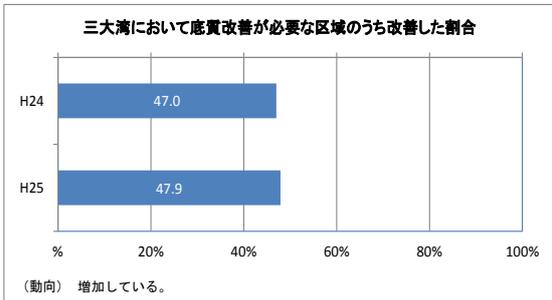
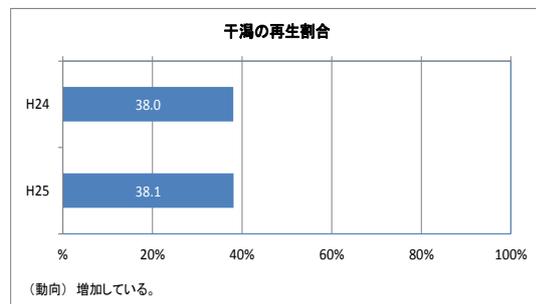
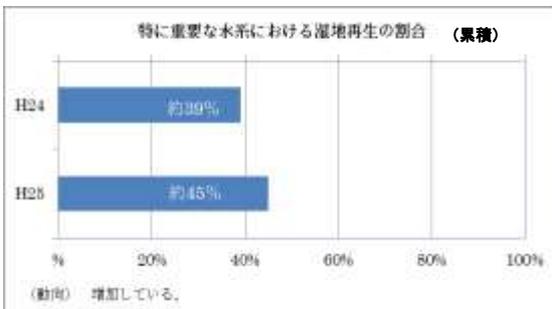
2020年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

特に重要な水系における湿地や干潟の再生割合は増加している。

東京湾・伊勢湾・大阪湾における底質改善が必要な区域での、ヘドロ除去、覆砂、放置座礁船の処理など水質浄化に関する取組が進んでおり、改善は進んでいる。

指標の動向から、自然生息地の再生が進み、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断が減少しつつあると評価できる。

<主な関連指標>



(2) 国別目標B-2

2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。

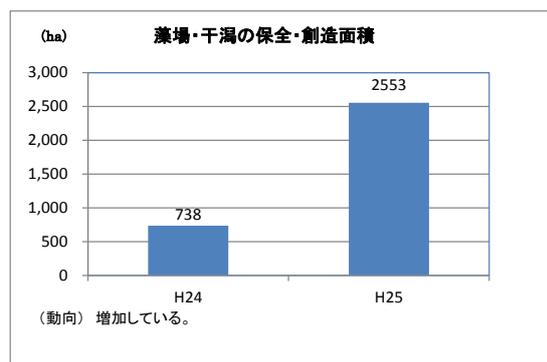
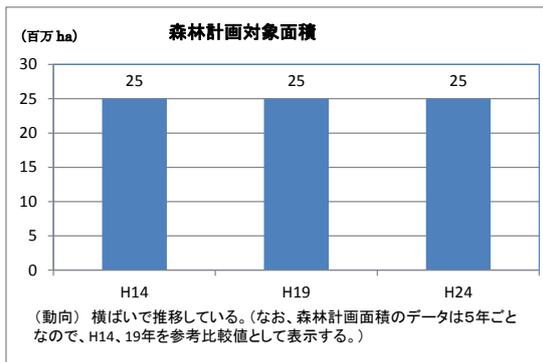
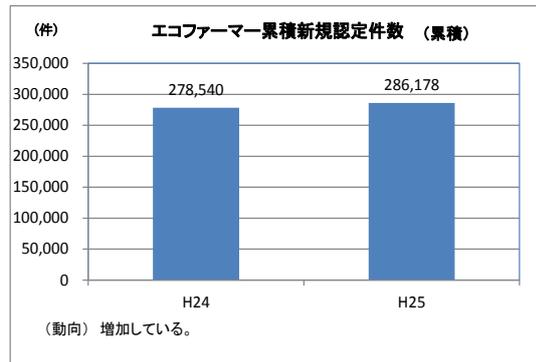
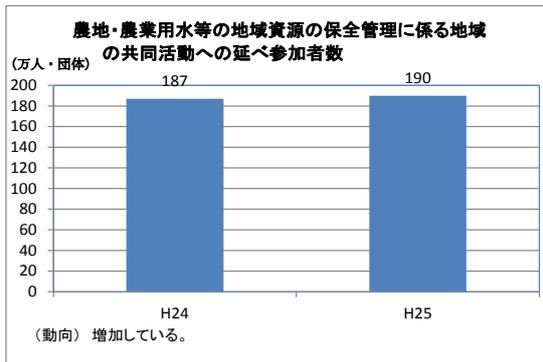
農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係わる地域共同活動、エコファーマーの認定等の環境保全型農業の取組は進んでいる。

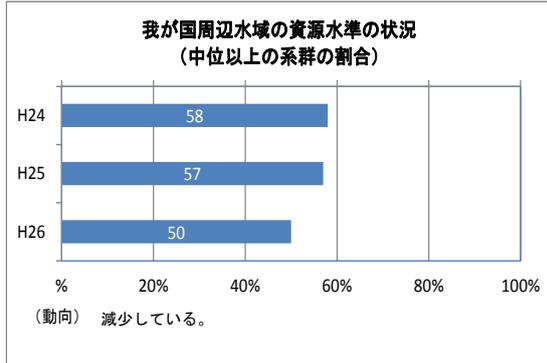
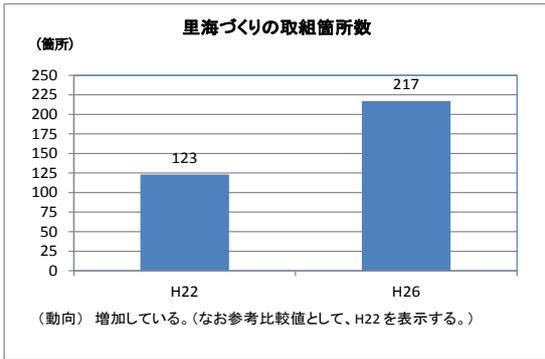
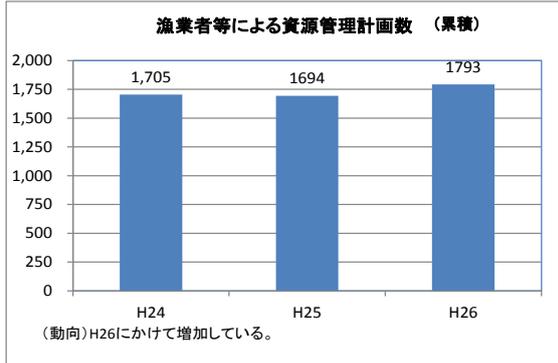
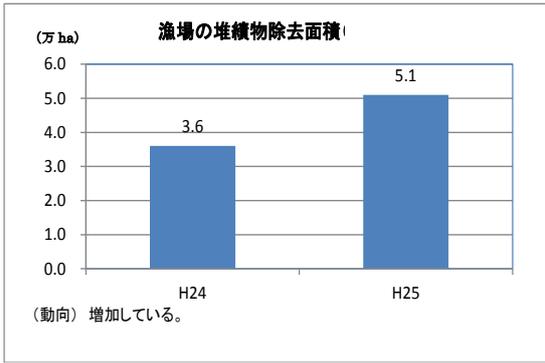
森林については、森林計画制度のもと、長期にわたり生物多様性の保全を含む多面的機能を発揮できるよう、計画的かつ持続的な森林経営が進められている。

漁業については、藻場・干潟の保全・創造面積や漁場の堆積物除去面積が増加し、生物多様性に配慮した漁場の整備が進んでいる。また、事業者側の取組としては、漁業者等が策定する資源管理計画数が増加している。さらに、地域の取組として、里海づくりの取組数が増加するなど、持続可能な漁業と生物多様性保全への取組が進んでいる。一方で、我が国周辺水域の資源水準の状況は中位以上の魚種の割合が減少傾向にある。

指標の動向から、生物多様性の保全を確保した農林水産業の取組が進みつつあると評価できる。

<主な関連指標>





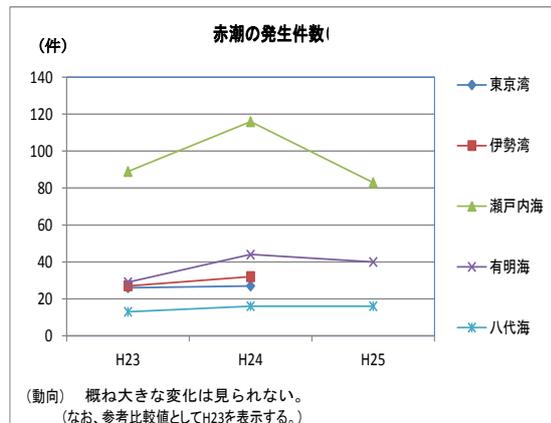
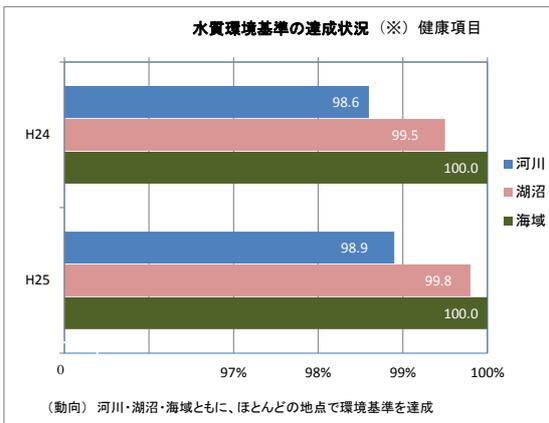
(3) 国別目標B-3

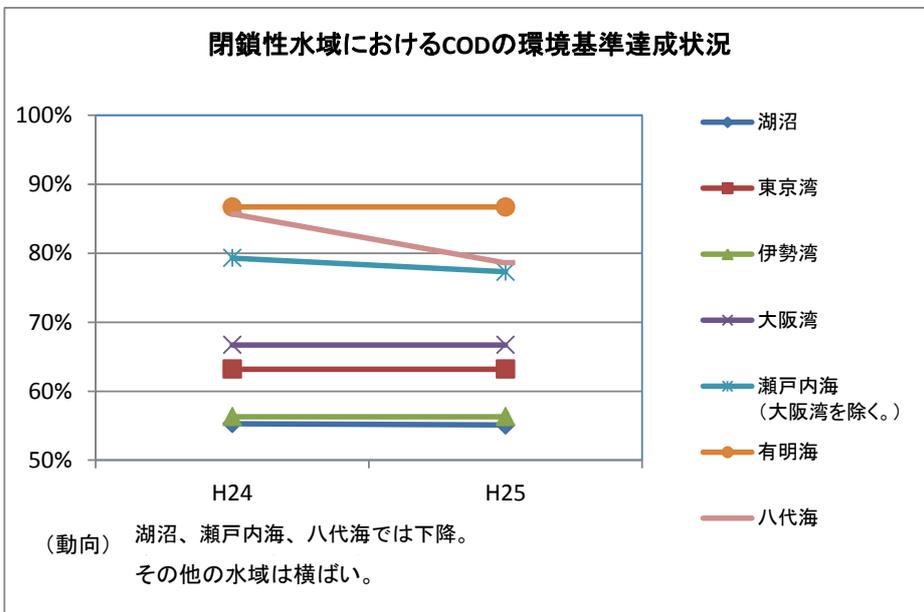
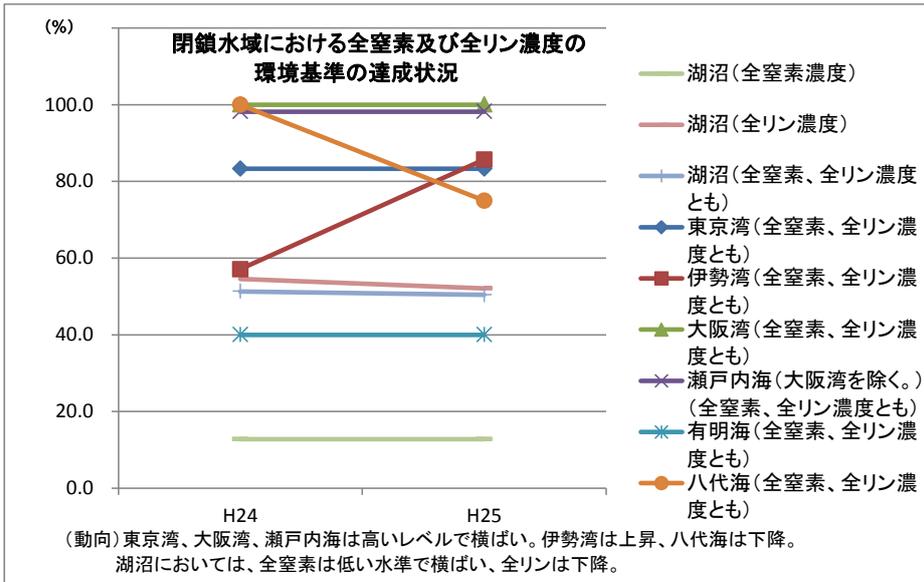
2020年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。

健康項目に関する水質環境基準については、河川、湖沼、海域全てにおいてほぼ達成している。閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準達成率については、閉鎖性海域では、湾ごとに状況が異なり、湖沼については低い水準での推移となっている。また、赤潮の発生件数についても、概ね大きな変化は見られない。閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成率については、近年ではほぼ横ばいで推移している。

指標の動向から、湖沼における全窒素など環境基準達成率の低い項目や地域、年度による達成率状況を踏まえ、生物多様性の保全と生産性向上、持続可能な利用に資する水環境の維持について達成するため、水域ごとの実情に応じた総合的な取組が必要であると評価できる。

<主な関連指標>





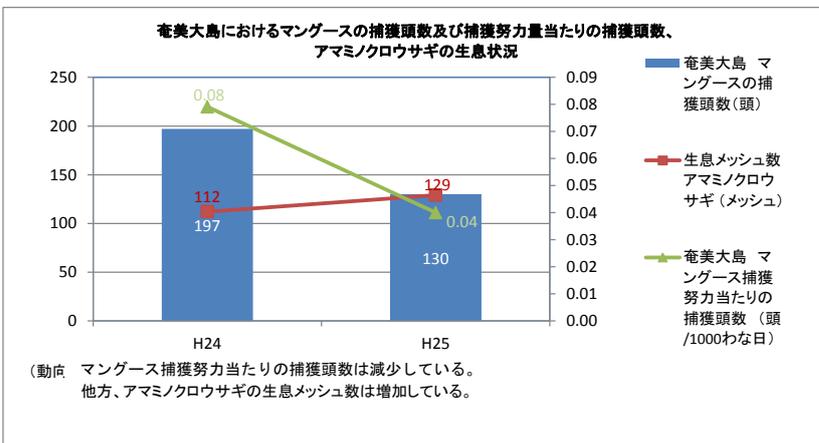
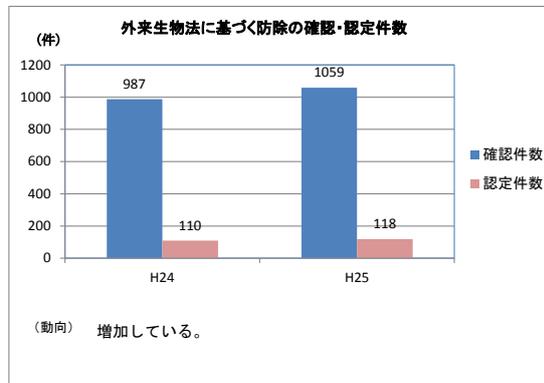
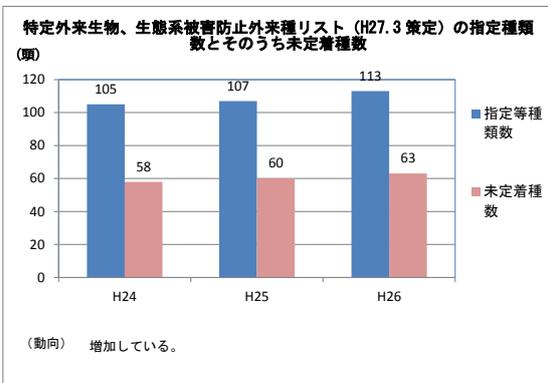
(4) 国別目標B-4

2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

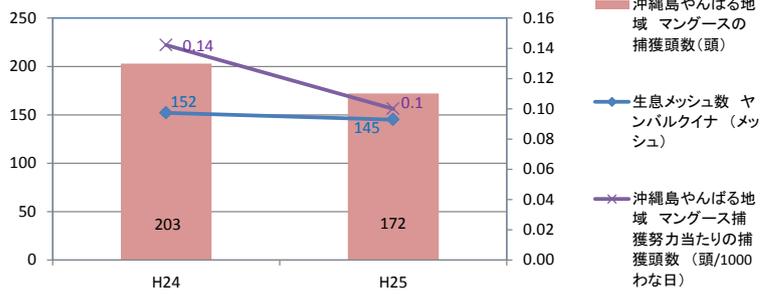
特定外来生物の指定種類数と未定着種類数や、防除の確認・認定件数はともに増加している。奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングースの捕獲頭数は着実に減少しており、この結果、両地域ともに事業開始当初と比較すると生息状況は改善しているものの、平成24(2012)～25(2013)年の状況を見ると、アマミノクロウサギの生息メッシュ数は増加し、ヤンバルクイナについては目立った改善は見られていない。ただし、生息状況の変化には、マングース以外の外来種(ノネコ等)の影響や生息環境の変化など、他の要因も効いている可能性がある。

指標の動向から、外来種の脅威に引き続きさらされてはいるものの、法規制や防除の実施といった対策が推進されていると評価できる。

<主な関連指標>



沖縄島やんばる地域におけるマンガースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、
ヤンバルクイナの生息状況



(動向) マンガース捕獲努力当たりの捕獲頭数は減少している。
ヤンバルクイナのメッシュ数も減少している。

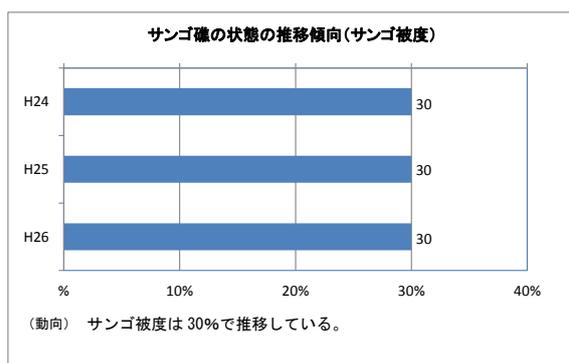
(5) 国別目標B-5

2015年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

気候変動に対して脆弱な生態系のうち、サンゴ礁については、平成18(2006)年のオニヒトデ大発生にともなう被害により平均被度が40%から30%に減少し、その後は十分な回復まで至らず30%の被度で推移している。

サンゴ礁を含む気候変動に対して脆弱な生態系全般については、「気候変動の影響への適応計画(平成27(2015)年11月閣議決定)」や、「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方(平成27(2015)年7月公表)」に基づいて、気候変動に対する脆弱性評価や逃避地の特定(手法開発を含む)等を行ったうえで、次期国家戦略への適応策の実装に向け準備を進める。

<主な関連指標>



(1) 国別目標 C-1

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。

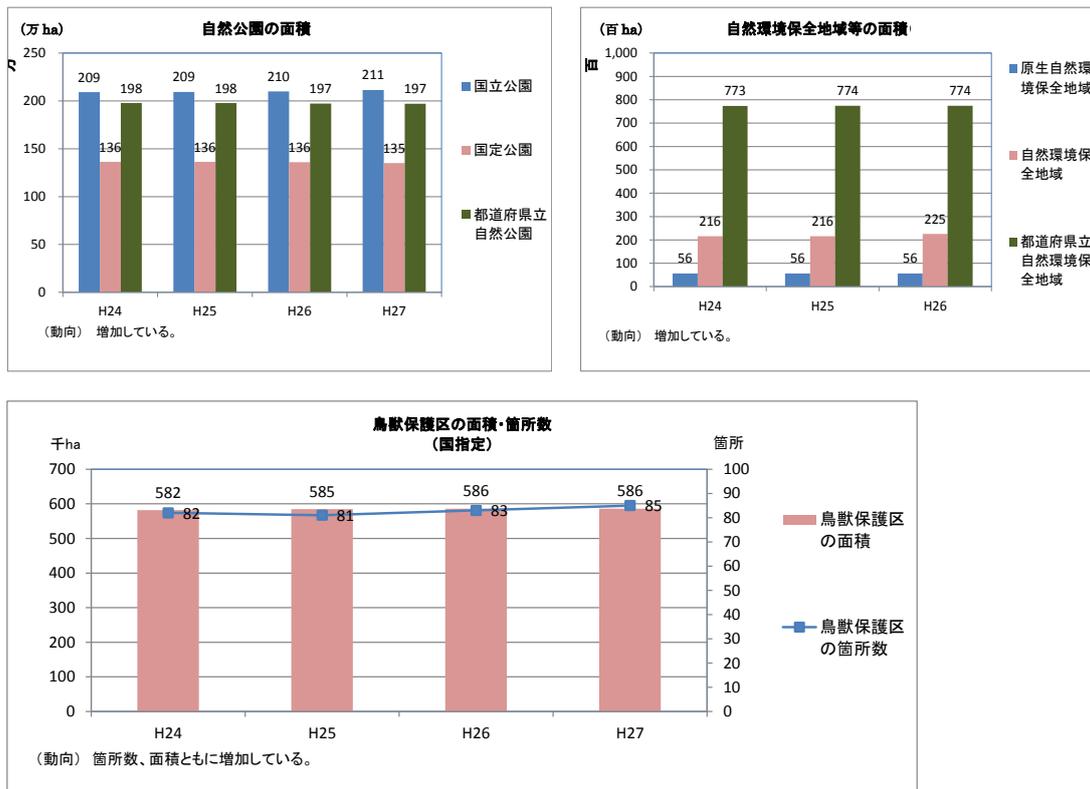
自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生物多様性の保全に寄与する地域の指定が進んでおり、指定面積は増加している。

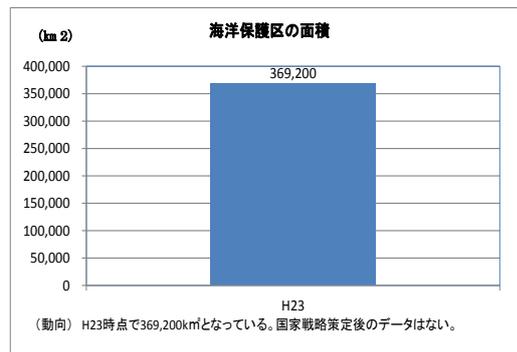
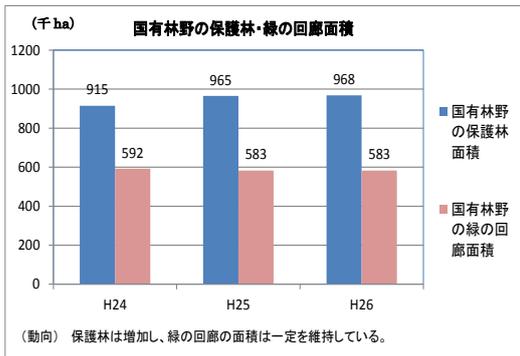
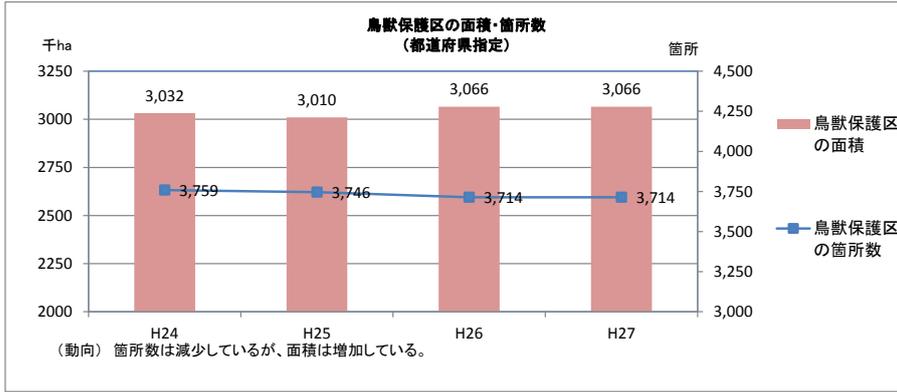
ベースライン(※)である平成23(2011)年度には、少なくとも陸域及び内陸水域の約20.3%、沿岸域及び海域の約8.3%が保護地域として保全・管理されており、指標の動向から陸域及び内陸水域については目標を達成している状況である。

目標達成に向けて、生態系ネットワークの考え方や重要海域の選定も踏まえ、沿岸域及び海域の保護地域の指定を進める必要があると評価できる。

(※) 当該目標の達成基準となるベースラインは、平成25(2013)年度に実施した生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果に併せて設定された。

<主な関連指標>





(2) 国別目標 C-2

2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種 (EX) となる種 (長期に発見されていない種について 50 年以上の経過等により判定されるものを除く) が生じない状況が維持され、2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧 I A 類 (CR) または絶滅危惧 I 類 (CR+EN) については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。

脊椎動物、昆虫、維管束植物の全種を対象としたレッドリスト掲載種の見直しは行っていないため、評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合は平成 24 (2012) ~26 (2014) 年の間で変化が見られない。なお、平成 27 (2015) 年度からは必要に応じて一部のレッドリスト掲載種のカテゴリーの見直しを進めており、1 種のランクが下がっている。

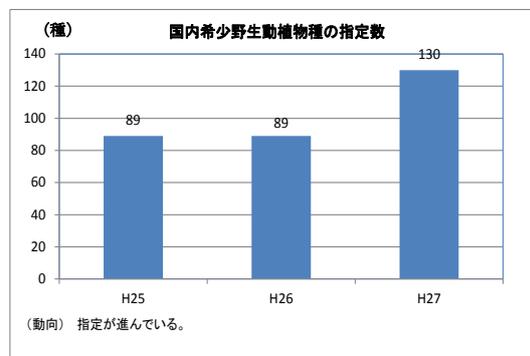
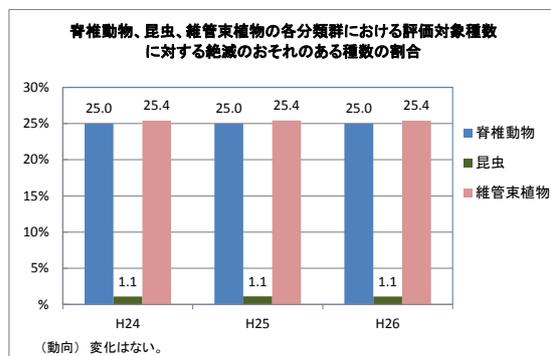
国内希少野生動植物の指定については、平成 26 年 (2014) 4 月環境省にて策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づき、平成 32 (2020) 年までに 300 種の追加指定を目指し、着実に指定種数が増加している。

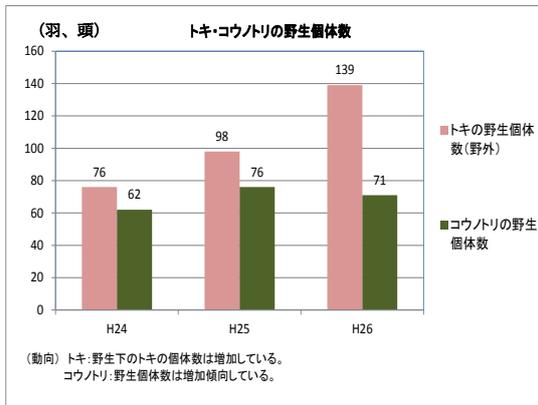
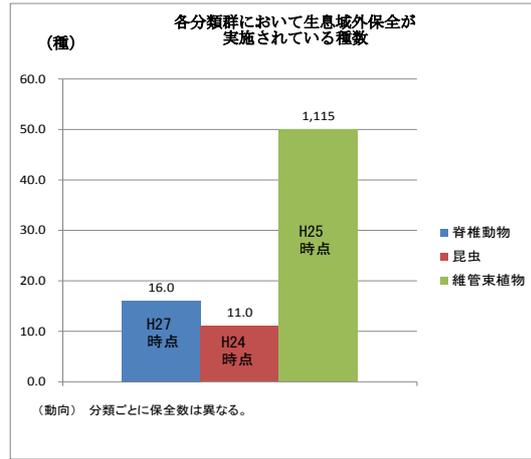
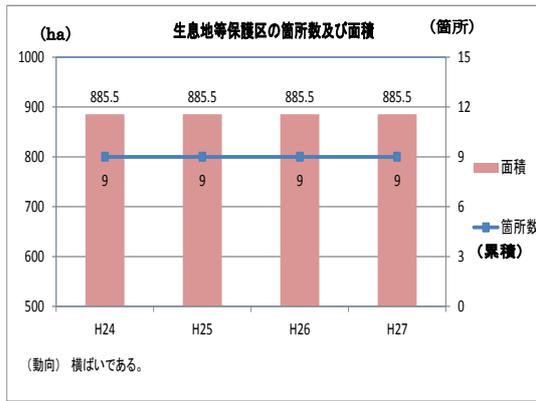
また、生息地等保護区の数・面積や保護増殖計画の策定数は横ばいであるが、分類群ごとの生息域外保全の取組が実施されており、トキ、コウノトリ等の野生個体数は増加傾向にある。

指標の動向から、種の保存に関する取組は進んでいると評価できる。

なお、陸上生物のレッドリストの見直し作業を進めており、見直しを行った分類群から順次公表予定であり、海洋生物については平成 28 (2016) 年度の作成を目指して検討を進めている。

< 主な関連指標 >





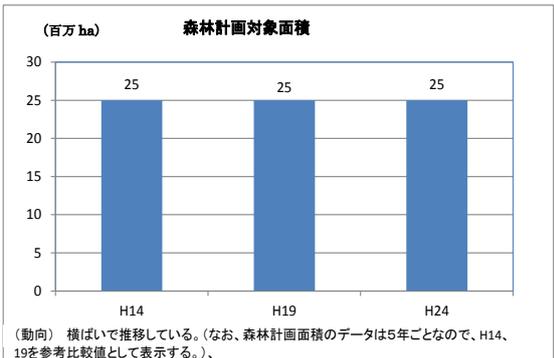
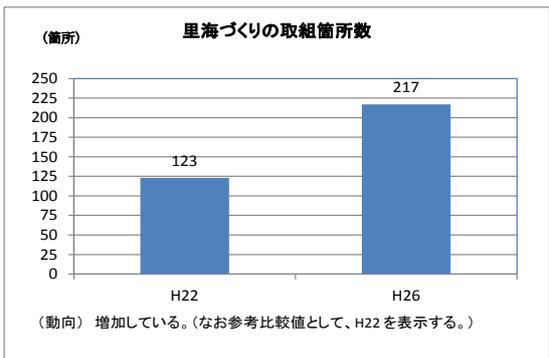
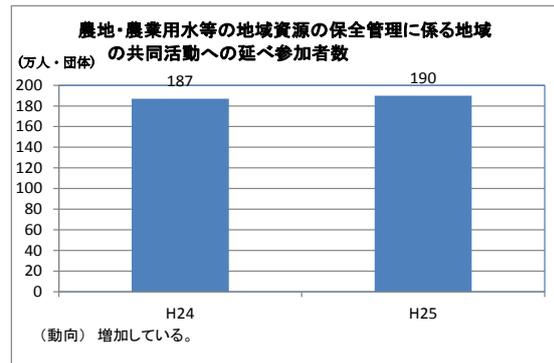
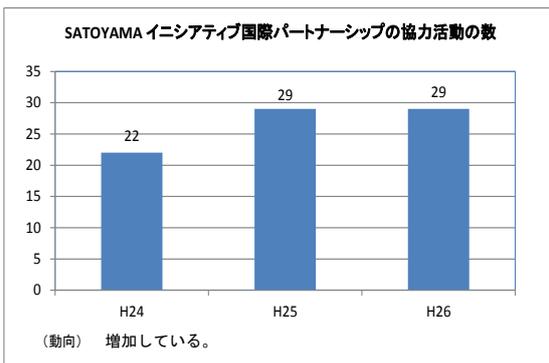
(1) 国別目標D-1

2020年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を、女性や地域社会などのニーズを考慮しつつ、国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性が認識され、各種取組が行われる。

SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進しており、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ協力活動は増加している。また、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動や、里海づくりの取組といった、自然資源の持続的な利用のための取組が全国で進められており、その数は増加している。森林については、森林計画制度のもと、持続的な森林経営により、長期にわたり生態系の保全を含む多面的機能の発揮を図っている。

指標の動向から、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化するため、生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、自然に対する働きかけを維持する取組が進んでいると評価できる。

< 関連指標 >



(2) 国別目標D-2

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

自然再生推進法に基づく自然再生事業や国立公園内の自然再生事業については継続的な取組が進められており、また、干潟の再生割合、国有林の保護及び緑の回廊面積については概ね増加している。

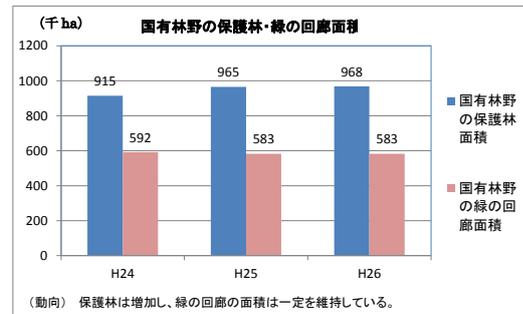
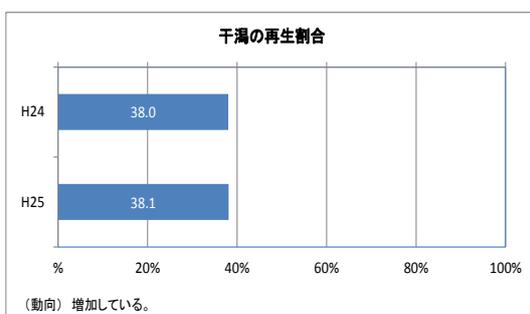
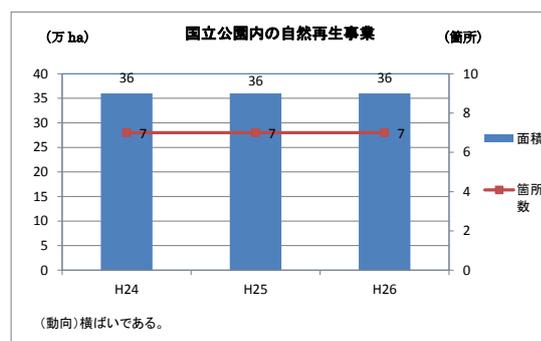
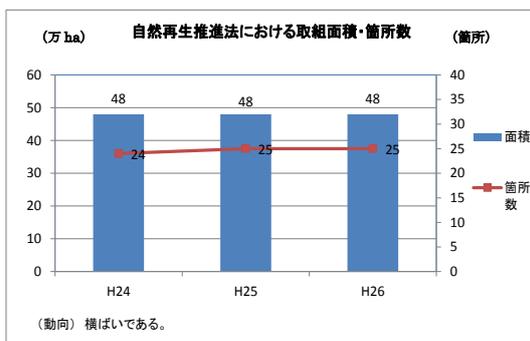
藻場・干潟の面積及び水質の環境基準達成度については、ベースライン（※）である概ね1980年代あるいは1990年代と比較して回復がみられ、特に河川、海域については、水質の環境基準達成率が概ね1980年代あるいは1990年代と比較して15%以上の回復が見られている。

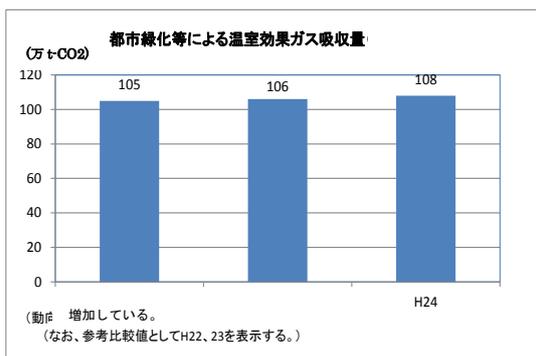
また、森林の整備や都市緑化等の推進により、温室効果ガスの吸収量も増加している。

指標の動向から、気候変動に対し順応性が高い健全な生態系の保全、回復が進んでいると評価され、温室効果ガスの吸収、貯蔵など生態系の機能を活用することで、気候変動の緩和や適応への相乗的な貢献が期待できる。

（※）当該目標の達成基準となるベースラインは、平成25（2013）年度に実施した生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果に併せて設定された。

< 関連指標 >





(3) 国別目標D-3

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施に向けては、国内措置の具体化をはじめとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指してきた。

これまでに、名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行った。

また、名古屋議定書の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して関係省庁による説明会や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組んできたところ。

平成 27 (2015) 年 11 月現在、名古屋議定書の締結には至っていないが、可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し名古屋議定書に対応する国内措置を実施するために、引き続き、関係者の意見を踏まえつつ、関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指す必要がある。

<指標なし>

(1) 国別目標 E-1

生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、個別目標 17 の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力を行う。

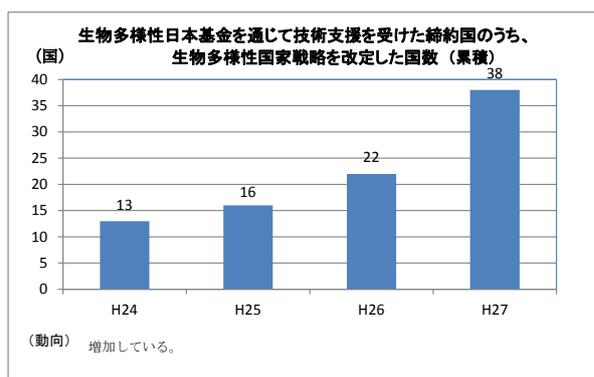
生物多様性国家戦略に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26 (2014) 年には最初の総合的な点検作業を実施し、第 5 回国別報告書を条約事務局へ提出した。

平成 26 (2014) 年 10 月に韓国で開催された COP12 では、各国から提出された国別報告書を基に、愛知目標の中間評価がなされた。この中間評価結果を踏まえ、生物多様性国家戦略 2012-2020 の目標達成にむけて更なる取組を行うこととした。

また、生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の達成に向けて途上国を支援しており、この技術支援を受けた締約国について、生物多様性国家戦略を改定した国数は着実に増加している。

指標の動向から、当該目標に対する取組は進んでいると評価できる。

< 主な関連指標 >



(2) 国別目標E-2

2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも2020年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源（資金、人的資源、技術等）を効果的・効率的に動員する。

1/25,000の植生図の整備、モニタリング調査の継続実施、GBIF（Global Biodiversity Information Facility：地球規模生物多様性情報機構）へのデータ登録といった生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が着実に進んでいる。また、IPBES（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）に対して、科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加している。

指標の動向から、生物多様性に関する科学的基盤を強化され、科学と政策の結びつきを強化するための取組は進んでいると評価できる。

<関連指標>

